

## 地域包括支援にかか る委員を募集します

☎高齡福祉介護課(☎65-7841)

地域包括支援センターが適正かつ円滑に事業を行うための「**地域包括支援センター運営協議会**」と、高齢者虐待の防止や対応を円滑に進める「**高齢者虐待防止ネットワーク協議会**」の委員を募集します。

### 【募集人数】

- ①介護保険の第1号被保険者(65歳以上)
  - ②介護保険の第2号被保険者(40歳～64歳)
  - ③介護保険サービス利用者またはその家族(20歳以上)
- ※①②は、地域包括支援センター運営協議会委員のみ。  
③は、両協議会の委員を兼務いただきます。

【任 期】 6月1日～平成32年5月31日

### 【応募資格】

- 募集人数欄の要件および次のいずれも満たす人
- 市内在住で、介護予防および地域での取組みなどについての意見をお持ちの人
- 年に2～3回程度、平日の日中に開催する会議に出席できる人

### 【応募方法】

- 4月13日(金)までに、任意の様式に①住所②氏名③年齢④電話番号⑤応募動機⑥介護予防・高齢者虐待防止についての意見を記入し、直接または郵便、FAX、メールで左記まで応募してください。
- ※意見等を審査し決定します。

### 問合せ・応募先

〒526-8501 八幡東町632  
高齡福祉介護課(本庁舎1階)  
☎65-7841 ☎64-11437  
✉kourei-kaigo@city.nagahama.lg.jp

## 国民健康保険運営協議会委員を募集します

☎保険医療課(☎65-6512)

国民健康保険運営協議会は、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する機関です。

委員は被保険者代表、保険医等代表、公益代表、被用者保険代表の15人で構成しています。

任期満了に伴い、被保険者を代表する委員を次のとおり募集します。

【募集期間】 3月1日(木)～15日(木)

【募集人数】 2人

【任 期】 5月1日～平成33年4月30日

### 【募集条件】

次のいずれも満たす人

- 18歳以上の長浜市国民健康保険の被保険者で任期中継続の見込みがある人
- 世帯が国保料を完納している人
- 年2～3回程度、平日に開催する会議に出席できる人

### 【応募方法】

- 応募申出書および応募動機を記入した書面(400字程度、様式は任意)を郵送または直接左記まで提出してください。
- ※応募申出書は担当課にあります。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。
- ※応募多数の場合は、選考により決定します。

### 問合せ・応募先

〒526-8501 八幡東町632  
保険医療課(本庁舎1階)  
☎65-6512  
北部振興局福祉生活課または各支所

## 下水道にかかる計画に対する意見を募集します

☎下水道課(☎65-1601)

持続可能な下水道事業を展開していくために、下水道施設の状態を明確に把握し、計画的かつ効率的に維持管理していくことが必要です。

現在、市では施設における点検・調査の頻度や改革の判断基準を定めた「長浜市下水道ストックマネジメント計画」の策定に取り組んでいます。

このたび、素案がまとまりましたので、皆さんからの意見を募集します。

### 【募集締切】

3月19日(月)

### 【閲覧場所】

下水道課、市政情報コーナー、北部振興局、各支所、市ホームページ

### 【提出方法】

任意の様式に①住所②氏名③電話番号④素案に対する意見を明記し、直接または郵送、FAX、メールで左記まで提出してください。

### 問合せ・提出先

〒526-8501 八幡東町632  
下水道課(本庁舎2階)  
☎65-1601 ☎65-1602  
✉suidou@city.nagahama.lg.jp

## 住所変更手続きに木曜延長窓口・春の日曜窓口を ご利用ください

☎市民課(☎65-6511)

就職、転勤等で引越しの多い3月、4月限定で、木曜日に時間を延長して住所変更手続きを受け付けます。また、日曜日にも左記の3日間、市民課窓口を開設します。

### ○市民課延長窓口

【延長日】 3月・4月の各木曜日

【延長時間】 17時15分～19時

※北部振興局福祉生活課と浅井支所の木曜延長窓口は、証明書の交付のみ行います。

### ○春の日曜窓口

#### 【開設日・窓口】

3月18日(日) 市民課

3月25日(日) 市民課、北部振興局

福祉生活課

4月1日(日) 市民課

#### 【開設時間】

8時30分～15時

#### 【取扱業務】

- ①転入・転出等の住所変更の受付とそれに伴う諸手続き(国民健康保険・児童手当・福祉医療受給者証等)
- ②戸籍謄本、住民票、印鑑登録証明書等の交付
- ③マイナンバーカードの申請・交付(3月18日は不可)

## 交通事故などで保険診療を受ける場合は 届出が必要です

☎保険医療課(☎65-6527)

交通事故など第三者(加害者)の行為によって受けたケガや病気の治療費(医療費)は、本来加害者が負担すべきものですが、届出により保険診療や福祉医療費の助成を受けることができます。

### 【次の場合も第三者行為です】

- 飲食店での食中毒
- 自転車同士の事故
- 暴力行為によるケガ
- 他人の飼犬にかまれた など

### 【注意点】

この場合、保険者が一時的に医療費を立て替え、後日加害者に請求しますので、現在加入の国民健康保険や後期高齢者医療、福祉医療の窓口(保険医療課)へ事故発生から30日以内に届出をしてください。

○加害者に請求する分について、当事者双方で請求しない旨の示談を行うと保険者が加害者に請求できなくなり、被害者自身に負担いただく場合があります。

※次のような場合は、保険診療などを受けられません。

- 第三者行為による傷病届
- 事故発生状況報告書
- 念書
- 被保険者証(福祉医療費受給券)
- 印鑑
- 事故証明書
- (自動車安全運転センター発行) ※交通事故の場合のみ。写しでも可。

### 【届出に必要なもの】

